

【これまでの県の対応】

◆ 県内の影響把握：情報収集及び共有

全庁で各業界の現状や課題について、ヒアリングや相談窓口を通じて**情報収集**

◆ 国への情報提供

国（総務省）に対し、「現場の声」「地方の声」として速やかに**情報提供**

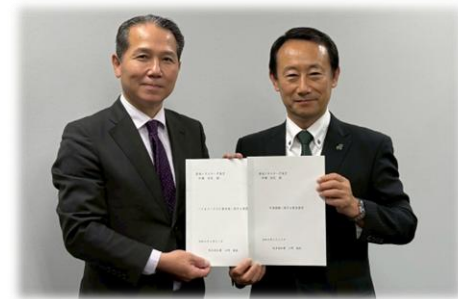
⇒ 総務省は地方の状況をとりとまとめ、大臣・官邸へ報告

◆ 国への要望・提言

特に国に対策を求める項目は**緊急要望（県単独・全国知事会）**

◆ 県民への情報発信

国の情報をはじめ、関係機関、団体、産業界向けの情報について、
県HPやSNS等を活用し**情報提供**



令和8年5月21日（木）
資源エネルギー庁長官、
中小企業庁長官に対する緊急要望を実施

【みなさまへのお願い】

今後とも、全国知事会や県内市町村等とも連携しながら、**国に対する緊急要望**を行うなど、
県を挙げて事業者の安定的な事業継続、安全・安心な県民生活の確保を進めてまいります。

各業界における現状や、国への要望・提案について、
引き続き、**県への提供をお願いします。**

【国に対する要望事項】

※各省庁に対し要望を実施済み。【 】内は要望先省庁。

1 事業者への支援

- (1) エネルギー・石油由来製品等の価格高騰の影響を受け、特に厳しい状況にある商工業、農業、林業、建設事業者等をはじめとした**中小・小規模事業者の資金繰りの支援や財政措置**。
特に、生産活動が滞る期間における雇用と生産設備を維持するため、無利子・無担保での融資制度や、全ての事業者を包括的に支援できる交付金等の創設など、影響を受ける事業者を取りこぼさないための一層の支援強化。
【中小企業庁、農林水産省、国土交通省、内閣府】
- (2) 医療機関、介護・障害福祉サービス事業者等への財政支援として、**臨時的な診療・介護報酬等の改定、及び補助制度の創設・拡充**。
【厚生労働省】
- (3) 事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対する、**雇用調整助成金の要件を緩和した特別枠（特例）の設置**。
【厚生労働省】

2 石油由来製品等の流通段階における目詰まりの徹底的な解消

- (1) 石油由来の化学品・製造品等の流通段階における目詰まりの実態を踏まえ、**需給動向の正確な把握と、供給不安の解消に向けた情報の適時・適切な開示**。
【資源エネルギー庁、農林水産省、国土交通省】
- (2) 流通の目詰まりや供給の偏りの原因となる石油由来の化学品・製造品等の**買い占めや売り惜しみの実態を把握し、国民生活安定緊急措置法などの適用も含めた厳正な処置の実施及び合理的価格による調達の実現**。
こうした取組に加え、事業者が抱える在庫の一部を国が買い取り、地域の核となる業界団体を通じ、合理的な価格で売り渡す等の施策の創設。
【資源エネルギー庁、中小企業庁、農林水産省、国土交通省】

3 エネルギーの安定供給体制の確保

- (1) 原油等の代替調達先や代替ルートの確立など**エネルギーの中長期的な安定供給に向けた早急な体制確保**。
【資源エネルギー庁】
- (2) **バスや鉄道といった交通事業者に対する燃料価格激変緩和対策について、燃料価格の変動に迅速に対応するための、国による直接補助の実施**。
【国土交通省】

4 公共ライフライン事業への支援

下水道施設など、ライフライン施設の安定した運営に必要な石油由来の薬品といった必要物資や燃料について、十分な供給量が確保されるよう需給動向の正確な把握と、安定供給に向けた情報の適時・適切な開示。【国土交通省】